



2026 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 リンテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 服部 真
(コード：7966、東証プライム市場)
問合わせ先 取締役 専務執行役員
総務・人事本部長 海谷 健司
(TEL. 03—5248—7711)

株式の売出し並びに

その他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 20 日付の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、本売出しに関連して、当社のその他の関係会社並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

当社は、1927 年に包装用ガムテープの製造・販売で創業以来、粘着製品や関連機器、特殊紙など、さまざまな分野に事業領域を拡大しながら、「粘着素材と特殊紙のリーディングカンパニー」として着実に進化を遂げてまいりました。2030 年 3 月期を最終年度とする長期ビジョン「LINTEC SUSTAINABILITY VISION 2030」では、「イノベーションによる企業体質の強靱化と持続的成長に向けた新製品・新事業の創出を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する」を基本方針として、事業活動を通じて社会的課題の解決に貢献することを目指しております。

当社は、「LINTEC SUSTAINABILITY VISION 2030」に掲げた目標実現に向けて、マイルストーンとして 3 か年ごとの中期経営計画を策定しております。現行の中期経営計画であり、2026 年度を最終年度とする「中期経営計画 LSV 2030 - Stage 2」では、収益性及び資本効率の向上による ROE 8 % 以上という目標の達成や財源基盤の強化並びに生産設備や研究開発投資へのキャッシュの有効活用により、当社企業価値の更なる向上を目指しています。加えて、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を継続することを通じて、資本コストや株価を意識した経営を実現してまいります。

また、企業価値向上に向けた各種施策を推進している中で、当社の主要株主である日本製紙株式会社（以下「日本製紙」という。）より資本効率の観点から事業ポートフォリオ及び保有資産のレビューを実施しており、日本製紙が保有する当社株式についてもレビューの対象として、その取扱いについて検討している旨の申し出を受け、当社は、日本製紙所有株式の最適な売却時期や手法について協議を重ねてまいりました。かかる協議の結果、当社は、当社株式の円滑な売却機会を提供しつつ、当社株式の流動性向上と株主層の拡大及び拡充を実現する手法として売出しが最適であると判断し、日本製紙からも同意を得られたことから、本売出しを実施することといたしました。

本売出しに伴い、日本製紙は当社のその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に該

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出し並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

当しないこととなります。また、日本製紙の執行役員である佐野孝典氏が当社の社外取締役を兼任しておりますが、本売出しの完了をもって同氏は当社取締役を退任する予定です。

併せて、当社は、本日付の取締役会決議により、株主還元の強化と更なる資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、取得価額の総額 300 億円及び取得株式の総数 6,910,000 株をそれぞれ上限とし、2026 年 8 月 24 日（月）から 2026 年 8 月 26 日（水）までの期間を取得期間として、自己株式の取得に関する事項を決定しております。当該自己株式の取得の詳細は、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

記

I. 株式の売出し

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|---|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 17,095,500 株
なお、当社は、2026 年 8 月 20 日（木）付の取締役会決議により、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決定しており、2026 年 8 月 24 日（月）から 2026 年 8 月 26 日（水）までの期間において、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を実施する場合がある。今後、当社が当該決議に基づき ToSTNeT-3 による自己株式の取得を決定した場合、下記（2）に記載の売出人が当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性がある。かかる場合、上記売出株式数が減少することがある。 |
| (2) 売 出 人 | 日本製紙株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 9 月 1 日（火）から 2026 年 9 月 3 日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定される。） |
| (4) 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 5 営業日後の日 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長に一任する。 | |

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出し並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (10) 引受人の買取引受による売出しについては、2026年8月20日(木)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.をご参照）

- | | |
|---|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,564,300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
また、当該需要状況等による減少とは別に、上記1.(1)に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがある。 |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主である日本製紙株式会社（以下「貸株人」という。）から2,564,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) オーバーアロットメントによる売出しについては、2026年8月20日(木)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | |

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出し並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「I. 株式の売出し 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が貸株人から 2,564,300 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、2,564,300 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。また、当該需要状況等による減少とは別に、前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）（1）売出株式の種類及び数」に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがあります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2026 年 9 月 28 日(月)を行使期限として、貸株人から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 9 月 28 日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である日本製紙は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出し並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

II. その他の関係会社並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、当社のその他の関係会社並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. その他の関係会社並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

(1) 名 称	日本製紙株式会社	
(2) 所 在 地	東京都北区王子一丁目4番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 瀬邊 明	
(4) 事 業 内 容	紙・パルプの生産及び販売	
(5) 資 本 金 (2026年3月31日現在)	104,873 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	1949年8月1日	
(7) 連 結 純 資 産 (2026年3月31日現在)	540,507 百万円	
(8) 連 結 総 資 産 (2026年3月31日現在)	1,738,479 百万円	
(9) 大株主及び持株比率 (2026年3月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (注)	11.55%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)(注)	6.90%
	日本製紙従業員持株会	2.64%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2.61%
	日本製紙取引先持株会	2.32%
	野村 絢(常任代理人 三田証券株式会社)	2.14%
	日本生命保険相互会社	2.13%
	大樹生命保険株式会社	1.95%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.65%
	INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証 券株式会社)	1.38%
(10) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	2026年8月20日現在、当該株主は当社普通株式 20,254,039株（うち間接保有594,147株）を保有 しており、当社は、当該株主の普通株式17,550株 を保有しております。
	人 的 関 係	当社取締役のうち1名が当該株主の執行役員を兼 務しております。また、当社の子会社1社及び関連 会社1社の役員のうち各1名が当該株主の役職員 を兼務しております。
	取 引 関 係	製品・商品の販売及び原材料等の仕入等の取引を 行っております。

(注) 上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の持株比率については、信託業務に係る所有株式数の比率を記載しています。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出し並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、議決権所有割合（総株主の議決権の数に対する割合）及び所有株式数

	属性	議決権の数、議決権所有割合（総株主の議決権の数に対する割合）及び所有株式数			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異 動 前 (2026 年 8 月 20 日 現 在)	その他の関係会社並び に主要株主及び主要株 主である筆頭株主	196,598 個 (30.09%) 19,659,892 株	5,921 個 (0.91%) 594,147 株	202,519 個 (30.99%) 20,254,039 株	第 1 位
異 動 後	—	25,643 個 (4.39%) 2,564,392 株	5,921 個 (1.01%) 594,147 株	31,564 個 (5.40%) 3,158,539 株	第 3 位

- (注) 1. 議決権所有割合は、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 72,488,740 株から、議決権を有しない株式 7,148,240 株を控除した総株主の議決権の数 653,405 個に基づき算出（小数第 3 位を四捨五入）しております。なお、大株主順位は 2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿による株主順位に基づくものです。
2. 異動後の議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数は、本日付で公表した「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載の取得し得る株式の総数の上限 6,910,000 株の自己株式を当社が取得した場合に減少する議決権の数 69,100 個及び前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当該株主の売出株式数に係る議決権の数 170,955 個（17,095,500 株）を考慮して算出しております。
3. 前記「I. 株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシュエアオプションの行使により、異動後の議決権の数は上記議決権の数よりさらに最大で 25,643 個（2,564,300 株）減少する可能性があります。
4. 異動前及び異動後の合算対象分の所有株式数には、議決権を有しない株式 2,000 株が含まれております。
5. 異動後における大株主順位の第 1 位は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）」となりますが、同社は金融商品取引法第 163 条第 1 項ただし書きの規定により主要株主及び主要株主である筆頭株主には該当いたしません。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）（6）受渡期日」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の 5 営業日後の日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

当該異動による当社の経営及び業績への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出し並びにその他の関係会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。